

①除外区域及び②考慮対象事項への 振り分け方について

・ ①除外区域への振り分け方(委員意見)



- 「①除外区域への振り分け方」(前回取りまとめ案)に対する委員のご意見は、次のとおり。
 - ●除外区域への振り分け方(案)

地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から、保全対象となる区域の範囲が地番等で明確又は図示されている区域であって、法令等で施設の設置が困難又は施設の設置に許認可が必要な保全区域。

①除外区域の振り分け方(案)の「保全対象となる区域の範囲が地番等で明確又は図示されている区域であって」について、過去の審議会で、これは限定的に過ぎるので削除すべきであることは、再三指摘されており、異論は出ていない。審議会のメンバーではない事務局の判断により、改訂原案に審議会の意思が反映されていないのは、手続上不適切(制度上、事務局は審議会の意思に反して提案文書を提出する権限を有しない。)なので、この点に関する是正を事務局に強く申し入れたい。(その他の委員の主な意見★も参照)。

(児矢野委員)

「修下案]

- (1) 地域の自然的社会的条件に応じた環境 の保全への適正な配慮の観点から保全すべき 区域であり、その範囲が明確な区域。 または、
- (2) 環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から、環境保全や防災上の重要性が特に高い区域であり、その範囲が明確な区域。

(理由) スライド1にも記載されているとおり、促進区域は「環境保全の観点及び社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項に留意して設定」「環境保全上の支障や環境配慮の観点から保全すべき区域は、促進区域から除くか、当該支障を回避するための適切な措置などを講じられる場合に設定」するものである。従って、環境保全上の重要性が特に高い区域は、「法令等で施設の設置が困難」「施設の設置に許認可が必要な保全区域」であるかどうかに関わらず、促進区域から除外すべきである。

また、保全対象となる区域が明確であることが重要であり、その明確さは「保全対象となる区域の範囲が地番等で明確又は図示されている区域」とは限られないため「その範囲が明確な区域」というような表現に変更すべきである。(吉中委員)

①除外区域の振り分け方(案)の「法令等で施設の設置が困難又は施設の設置が困難又は施設の設置に許認可が必要」は、過去の審議会で削除すべきであることは、再三指摘されており、異論は出ずその妥当性は確認されている。このような基準は法律上の要請であり当然なので、明記は不要だからである。

事務局の判断により、改訂原案に審議会の意思が反映されていないのは、手続上不適切(制度上、事務局は審議会の意思に反して提案文書を提出する権限を有しない。)なので、この点に関する是正を事務局に強く申し入れたい。(その他の委員の主な意見★)も参照)。

(児矢野委員)

6 ①除外区域への振り分け方(今回取りまとめ案)



委員意見を踏まえた「①除外区域への振り分け方」(今回取りまとめ案)は、次のとおり。(前回取りまとめ案の修正箇所を朱書き。)

●除外区域への振り分け方(案)

地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から保全すべき区域であり、 その範囲が明確な区域。

【検討が必要と思われる影響】

「その範囲が明確な区域」の定義が不明確なため、環境保全区域の範囲が地番、メッシュ、目印など全ての区域が対象となり得ること、吉中委員修正案(1)、(2)いずれの振り分け方でも現在の配慮基準(案)に設定されている全ての区域(①除外区域・②考慮対象区域)が①除外区域に設定できる(設定され得る)ことになる。

そのため、道が

①除外区域に設定した根拠、
②考慮対象区域に設定した根拠の客観的かつ科学的な理由が判然とせず、
市町村が除外と考慮の違いを理解することが困難になる。(十分な調査・検討が行われず、机上の形式的な対応になる可能性がある。)

例)重要里地里山の区域設定はない。が、EADASでは楕円形で線引きされているため明確な区域と解釈することができる。その結果、●除外区域と②考慮対象区域のどちらの要件も満たすことになり、どちらに設定すべきなのか、その設定根拠は何か、何処までが境界線なのかと意見が分かれる可能性がある。

7 ②考慮対象区域・事項への振り分け方



- 「②考慮対象事項への振り分け方」(前回取りまとめ案)に対する委員のご意見は、次のとおり。
 - 2考慮対象事項への振り分け方(案) (前回)

促進区域に設定する際に、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な区域。

地域脱炭素化促進事業の実施にあたり、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な事項。

【委員意見】

「考慮対象事項への振り分け方」は、日本語表現として適切ではない。「考慮対象区域への振り分け及び考慮対象事項の設定に関する考え方」が妥当だろう。 (児矢野委員)

委員意見を踏まえた「②考慮対象事項への振り分け方」(今回取りまとめ案)は、次のとおり。(修正なし。)

2考慮対象事項への振り分け方(案) (今回)

促進区域に設定する際に、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な区域。

地域脱炭素化促進事業の実施にあたり、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な事項。

検討の便宜上分けていた「考慮対象区域」と「考慮対象事項」を規則第五条の四第2項第二号に基づき「考慮対象事項」に戻し(統一し)、区域と事項の表現をまとめたものになりますので、この表現で良いかご審議をお願いいたします。

11



①除外区域と②考慮対象事項について

8 「区域の分け方」に対する委員意見



*動物の生息地の点から、除外すべき区域または配慮を要する区域について

(案)生物多様性の高い環境の指標種となるような種、とくに保護増殖事業対象種のような希少種については、潜在適地マップを利用(作成、更新)して、生息確率の高い(利用確率50%以上など:要検討)の区分は促進区から除外、あるいは風力、太陽光、地熱発電事業では除外、もしくは配慮の必要な区域として、生息確率の高い地区で事業を計画する場合の配慮事項として適切な保全が担保できるレベルのきめ細かな基準を明記することを提案します。

(提案の背景) 将来にわたり保全すべき、生物多様性の高い環境の指標種となる種の生息環境の維持保全は、北海道として非常に重要である。とくに対象種が保護増殖事業の対象とされているような希少種の場合は、将来的な移動分散先の潜在生息環境も含めた保全が必要と考えられる。

具体的な対象種の例として、タンチョウとシマフクロウでは既に公表された潜在適地マップがあり、利用も可能ではないかと思います。

以下を参照してください。

[タンチョウ] Masatomi and Masatomi (2018) Ecology of the Red-crowned Crane and Conservation Activities in Japan の Fig 6.10

In: Biodiversity Conservation Using Umbrella Species. Blakiston's Fish Owl and the Redcrowned Crane.

[シマフクロウ] 吉井ほか(2017) 動的分布モデルを用いたシマフクロウの 個体群再生計画下における分布拡大予測の図3. 保全生態学研究22:105-120 (2017)

(白木委員)

9 「除外区域に設定される区域」に対する委員意見(1)



環境影響評価法に基づく配慮書手続で考慮されてきた具体的な基準を、道基準に明記するべきことについて。

環境影響評価法に基づく配慮書手続の省略に鑑みて、従来配慮書手続で考慮されてきた具体的な基準を、道基準に明記するべきことは、審議会で再三確認されている。また、このことは、環境省発出の諸文書(例えば、各都道府県知事宛ての環境省総合環境政策統括官からの発出文書「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」(環政計発2204017号、令和4年4月1日))においても、明示されている(「都道府県基準を定めるにあたっては、配慮書手続が省略されることを念頭に置き、地域脱炭素が推進事業のうち環境影響評価法の対象となる規模のものについては、配慮書手続において検討すべき検討事項・手法を占めることが重要になる。」)。以上の点からは、少なくとも原案からは下記の事項が抜けているので、入れるべき。1)事業実施予定地について複数案を示し、それぞれについて環境影響に関する検討の経緯を示すこと。2)想定される予測の不確実性の程度等について、不確実性を生じさせる要因と不確実性の程度を整理すること。なお、親会で決定されたように(上記②参照)、以上の観点から原案が適合的なものになっているかについて、改訂案は厳密に検討されるべきであり、アセス審の具体的な意見を照会するべき。

(児矢野委員)

累積的影響が考慮事項に入っていない点について、**累積的影響を明示的に考慮事項に含むべき**ことは、審議会で再三確認されている。ゆえに、改訂案はこの観点から再考を要する。事務局の判断により部会における審議の結果が改訂案に反映されていないのは、手続上不適切(制度上、事務局は審議会の意思に反して提案文書を提出する権限を有しない。)なので、この点の是正について事務局に強く申し入れたい。(「その他」についての他-No.3)も参照)。さらに、以上のことは、環境省発出の諸文書(例えば、各都道府県知事宛ての環境省総合環境政策統括官からの発出文書「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」(環政計発2204017号、和4年4月1日))においても、今般の改正温対法における都道府県基準の効果的な役割として、累積的影響など個別の事業で対応することが難しい課題についても一定の配慮が可能になることが期待される旨、明記している。ゆえに、累積的影響を考慮事項から外すという立場は、改正温対法の趣旨に適合しない。

(児矢野委員)

9 「除外区域に設定される区域」に対する委員意見(2)



【委員意見】

市町村行政区域の全域が除外区域となってしまう場合の措置については、審議会の場でも何度か申し上げていますが、市町村全域が何らかの自然保護地域等に指定されているとすれば、それはその市町村の自然環境が非常に優れているということ、自然環境や生物多様性から様々な恩恵を受けているということを表しており、そのような優れた自然環境、生物多様性を保全することは、当該地域に特に長期的な視点では大きな便益をもたらすことになる。

この観点からは、市町村全域が除外区域になったとしてもむしろ当該市町村には大きな不利益は生じず、むしろプラスに作用することが期待される。

一方で、当該市町村の住民の間で、現在自然環境から受けている恩恵を手放したい、むしろ短期的な経済的利益を得たいという合意形成がなされることもあり得るのだから地域の裁量を残すべきというのであれば、例えば「市町村全域が「自然公園区域」、「鳥獣保護区」又は「KBA」に指定されている市町村については、「自然公園の普通地域」、「鳥獣保護区の特別保護地区以外の地域」及び「KBA」は除外区域として取り扱わず考慮対象区域として取り扱うこととするが、促進区域の設定に向けての検討にあたっては、これら自然環境の保護を目的とした区域の指定目的・趣旨を踏まえ、極力促進区域からは除外するよう努めるものとする」といった「特例」を設けることを検討されてはいかがか。(吉中委員)

次ページ以降の具体的な区域と合わせて 検討が必要